

# 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

## ○大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

平成19年3月30日

告示第28号

改正 平成24年12月21日告示第133号

平成26年5月22日告示第88号

平成28年3月28日告示第66号

平成28年11月8日告示第201号

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に創作的活動の機会を提供し、又は社会との交流の促進等を図るために行う地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基礎的事業

ア創作活動及び教養の向上を図るための事業

イ社会との交流を促進するための事業

ウ障害者等に対する介護のための技術指導

(2) 地域活動支援センター機能強化事業

ア日常生活訓練、社会適応訓練及び機能訓練

イ入浴介助、食事提供及び送迎サービス

(3) その他市長が必要と認めた事業

(事業者の登録等)

第3 事業を行う者は、適正な運営が見込まれる指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の指定を受けた者をいう。）、社会福祉法人又は特定非営利活動法人であって、市に登録されたもの（以下「登録事業者」という。）とする。

2 登録事業者になろうとする者は、大町市障害者地域活動支援センター事業者登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、相当と認めた場合は、大町市障害者地域活動支援センター事業者登録済通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 登録事業者は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、変更事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(事業者の責務)

第4 登録事業者は、法に基づく地域活動センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に従い実施するものとする。

2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。

## 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

3 事業者及び従業者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(利用対象者)

第5 事業の利用対象者は、市内に居住する障害者等及びその介護者とする。

(利用申請)

第6 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大町市障害者地域活動支援センター事業利用申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、利用の可否を決定し、大町市障害者地域活動支援センター事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(利用の方法)

第7 第6第2項の規定により利用を承認された者（以下「利用者」という。）が、この事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者に直接依頼するものとする。

2 登録事業者は、利用者との間で利用に関する契約を締結することとする。

(経費の支弁)

第8 事業に要する経費の額は、別表に定める利用単価を基準として、法第5条第6項に定める生活介護の介護給付費の支給の例により算出した額とする。

2 登録事業者は、前項により算出した額を、介護給付費の請求事務に準じて市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の経費の請求を受けたときは、請求内容を確認し、速やかに当該経費を支弁するものとする。

(費用の負担)

第9 利用者は、別表に定める利用単価から、第8第1項の規定により算出した額を控除した額及び事業に要する費用のうち原材料費等サービスに係る実費を登録事業者に直接支払うものとする。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日告示第133号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月22日告示第88号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の大町市移動支援事業実施要綱、大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱及び大町市日中一時支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した帳票は、必要な調製をして、当分の間、使用することができる。

附 則（平成28年3月28日告示第66号）

# 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいてなされた処分、手続、不服申立てその他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年11月8日告示第201号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大町市移動支援事業実施要綱第4第1項、大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱第3第1項又は大町市日中一時支援事業実施要綱第3第1項の規定に基づき登録された者は、この要綱による改正後の規定に基づき登録された者とみなす。

別表 (第8関係)

利用単価

(単位：円)

施設種別		所要時間	区分1	区分2	区分3
単独	I型	4時間未満	3,450	3,190	2,950
		4～6時間	5,760	5,330	4,910
		6時間超	7,480	6,930	6,380
	II型	4時間未満	1,540	1,330	1,130
		4～6時間	2,560	2,220	1,900
		6時間超	3,330	2,900	2,460
併設	I型	4時間未満	2,770	2,520	2,260
		4～6時間	4,620	4,190	3,780
		6時間超	6,000	5,460	4,910
	II型	4時間未満	860	660	450
		4～6時間	1,430	1,090	760
		6時間超	1,870	1,420	990
単独	知的障害者	4時間未満	2,850	2,550	2,250
		4～6時間	4,750	4,250	3,760
		6時間超	6,170	5,530	4,880
併設	知的障害者	4時間未満	2,160	1,870	1,570
		4～6時間	3,620	3,110	2,620
		6時間超	4,700	4,050	3,410

(注)

- 1 施設種別の単独は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護老人保健施設に併設されておらず、専ら当該地域活動支援センター事業所に従事す

## 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

- る常勤の管理者1名以上置いていること。
- 2 施設種別の併設の施設基準は、前1に該当していないこと。
  - 3 施設種別のⅠ型は、入浴介助又は食事の提供を行うこと。
  - 4 施設種別のⅡ型は、前3に該当しないこと。
  - 5 施設種別の知的障害者は、主たる利用対象者が知的障害者であること。
  - 6 区分1は、食事、排泄、入浴及び移動のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度若しくは著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度とする。
  - 7 区分2は、食事、排泄、入浴及び移動のうち、3以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度若しくは行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度とする。
  - 8 区分3は、区分1及び区分2に該当しない程度とする。
  - 9 食事の提供を行う体制を確保している施設において、利用者に対して食事を提供した場合は、1日につき420円を所定利用単価に加算する。
  - 10 利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を所定利用単価に加算する。
  - 11 利用者に対して、その居宅と事業実施施設との間の送迎を行った場合は、片道につき540円を所定利用単価に加算する。

# 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

様式第1号（第3関係）

大町市障害者地域活動支援センター事業者登録（変更）申請書

年 月 日

大町市長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

㊦

次のとおり、事業者に係る登録（変更）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 事業者の名称				
事務所の所在地				
団体の種別		電話番号		
代表者の職氏名	職名	氏名		
事業所(施設)の名称				
事業所(施設)の所在地				
事業所の管理者	職名	氏名		
	職名	氏名		
事業実施に係る従業者 の職種・員数等	職種又は資格	勤務(雇用)形態		人数
		専・兼	常・非常	
		専・兼	常・非常	
事業実施に使用する 資産(設備)等の状況				
施設種別及び事業の 概要	施設種別	事業の概要		

(添付書類)

- 1 事業所の位置図及び平面図
- 2 運営規定
- 3 事業計画書

# 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

様式第2号（第3関係）

大町市障害者地域活動支援センター事業者登録済通知書

年 月 日

様

大町市長 印

年 月 日付けで申請のありました事業者に係る登録について、次のとおり登録しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 事業者の名称
- 3 事務所の所在地
- 4 代表者の職氏名                      職名                      氏名
- 5 事業所の名称
- 6 事業所の所在地
- 7 事業責任者の職氏名                      職名                      氏名
- 8 事業所の施設種別

# 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

様式第3号（第6関係）

大町市障害者地域活動支援センター事業利用申請書

年 月 日

大町市長 殿

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏名				生年月日	年 月 日
	住所	電話番号				
障害の状況	障害名				身体障害者手帳番号	
					療育手帳番号	
					精神保健福祉手帳番号	
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	住所	市民税課税状況	

他の障害福祉サービス等の利用状況	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
	利用中のサービスの種類と内容等				
希望するサービスの種類及び内容	種別	<input type="checkbox"/> 基本 <input type="checkbox"/> 送迎利用 <input type="checkbox"/> 入浴利用 <input type="checkbox"/> 給食利用			
	内容				

同意書	
大町市障害者地域活動支援センター事業の利用決定のため、私の世帯に関する住民基本台帳情報及び税情報について、閲覧することに同意します。	
申請者又は世帯主	
氏名	印

# 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

様式第4号（第6関係）

大町市障害者地域活動支援センター事業利用承認（不承認）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大町市長

年 月 日付けで申請のありました大町市障害者地域活動支援センター事業の利用については、次のとおり 承認・不承認 しましたので通知します。

利用者	住 所				
	氏 名		電 話		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	性 別	男 女	
不承認の理由					
サービスの種類等	種 別	<input type="checkbox"/> 基本 <input type="checkbox"/> 送迎利用 <input type="checkbox"/> 入浴利用 <input type="checkbox"/> 給食利用			
	利用単価区分	・区分1      ・区分2      ・区分3			
	内 容				
利用決定期間	年 月 日から 年 月 日				
利用者負担	1 サービス利用単価の10分の1相当額 2 利用者負担なし （1、2いずれの場合も、原材料費、食事・入浴サービスに係る実費については、別途、実施事業者にお支払いください。）				
	利用者負担上限月額（ 円）				
備 考					

- (注) 1 利用に際しては、この決定通知書を実施事業者に提示のうえ直接ご依頼いただき、当該事業者と利用に対する契約書を締結してください。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

## 大町市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

様式第1号（第3関係）

様式第2号（第3関係）

様式第3号（第6関係）

様式第4号（第6関係）